



マスターサブスクリプション契約（非営利団体向け）

お客様が、本契約のお客様の承諾を示す BOX をクリックするか、又は本契約を参照した本注文書に署名もしくは記名捺印することによって本契約を承諾した場合、お客様は、本契約の条件に同意したことになります。お客様が、会社その他の法人を代表して本契約を締結している場合には、お客様は、以下の条件に関して当該法人及びその関連団体を、本契約の条件により拘束する権限を有することを表明したことになります。その場合には、「お客様」という用語は、当該法人又はその関連団体を意味するものとし、「当社」という用語は、株式会社セールスフォース・ドットコム（以下「SFDC」ともいいます）を意味するものとします。お客様がそのような権限を有しない場合、又は本契約の条件に同意されない場合には、本契約を承諾してはならず、本サービスを利用することはできません。

このマスターサブスクリプション契約をダウンロードしてください。

本契約の最終更新日は 2018 年 2 月 20 日です。本契約は、お客様が本契約を承諾した日付で、お客様と当社間において有効となります。

目次

1. [定義](#)
2. [本サービス](#)
3. [本サービスの利用](#)
4. [当社の責任](#)
5. [本サービス及び本コンテンツの利用](#)
6. [SFDC 以外のプロバイダ](#)
7. [料金及び支払い](#)
8. [財産権及びライセンス](#)
9. [秘密保持](#)
10. [表明、保証、排他的な救済及び免責](#)
11. [相互の補償](#)
12. [責任の限定](#)
13. [契約期間及び解約](#)
14. [通知、準拠法及び裁判管轄](#)
15. [一般条項](#)

1. 定義

「**関係会社**」とは、直接もしくは間接に対象となる法人を支配する法人、又は当該法人に支配される法人、又は当該法人と共通の支配下にある法人を意味します。

「**本契約**」とは、このマスターサブスクリプション契約を意味します。

「**関連団体**」とは、本顧客として本契約を締結している当事者と共通の統治下もしくは支配下にある団体、又は当該当事者を統治もしくは支配している団体、又は当該当事者に統治もしくは支配される団体で、本契約の 3.1 項に定める資格基準を満たすものを意味する。

「**ベータ版サービス**」とは、お客様が自己の裁量で追加料金なしに試用できるように、お客様に対して提供される場合がある当社のサービス又は機能で、ベータ版、パイロット版、限定リリース、開発者向けプレビュー版、非製品版、評価版又は類似した記述によって明確にその旨が指定されるものを意味します。

「**本コンテンツ**」とは、当社が、公開されている情報源又は自己のサードパーティのコンテンツのプロバイダから取得して、本サービスもしくはベータ版サービスを通じて、又は本注文書に従ってお客様に提供する情報で、より詳細には本ドキュメンテーションに記述されるものを意味します。

関係会社及び関連団体の定義における「**支配**」とは、直接又は間接に、対象となる法人の議決権の 50%を超える持分を所有又は行使の権限をもって管理していることを意味します。

「**割引サービス**」とは、お客様が本注文書に基づき注文し（無料トライアルとは異なります）、当社が本ドキュメンテーションの記述に従ってオンラインで提供する製品及びサービス（関連する、当社のオフライン又はモバイルのコンポーネントを含みます）を意味します。「割引サービス」には、本コンテンツ及び非 SFDC アプリケーションは含まれません。

「**本ドキュメンテーション**」とは、該当する本サービスの、Trust and Compliance（トラスト及びコンプライアンス）という表題のドキュメンテーション、並びに該当する本サービスの利用ガイド及びポリシーで、随時更新され、help.salesforce.com 経由、又は該当する本サービスにログインすることによってアクセス可能なものを意味します。

「**本資格基準**」とは、本契約の 3.1 項に定める資格基準を意味します。

「悪質なコード」とは、害を及ぼすことを目的としたコード、ファイル、スクリプト、エージェント又はプログラムを意味し、例えば、ウィルス、ワーム、時限爆弾、トロイの木馬が含まれます。

「本マーケットプレイス」とは、本サービスと相互運用するアプリケーションのオンラインディレクトリ、カタログ又はマーケットプレイスを意味し、例えば、<https://appexchangejp.salesforce.com/> に掲示されている AppExchange、<https://hubexchange.exacttarget.com/> に掲示されている ExactTarget の HubExchange、又は <https://elements.heroku.com/> に掲示されている Heroku add-ons カタログ、及びそれらの後継のウェブサイトが含まれます。

「無償サービス」とは、SFDC の単独の裁量で、本資格基準を満たす団体に無償で提供される一定のサービスの 10 ユーザのサブスクリプションで、本顧客が当社の標準のプロセスを利用して注文するものを意味します。これは「P-10s」と称される場合があります。

「非 SFDC アプリケーション」とは、お客様又はサードパーティが提供するウェブベース、モバイル、オフライン、又はその他のアプリケーションソフトウェアの機能で、本サービスと相互運用するものを意味し、例えば、お客様によって、又はお客様のために開発されるアプリケーション、本マーケットプレイス上で公開されるアプリケーション、Salesforce Labs もしくは類似の表示により特定されるもの、又は、例えば、一般に Non Profit Success Pack (以下「NPSP」といいます) 及び High Education Data Architecture (以下「HEDA」といいます) と称されるテクノロジーなどのオープンソースソフトウェアで、そのインストールのプロセス中に表示されるか、もしくはそれらの利用のランディングページに所在する利用条件に準拠するものが含まれます。

「本注文書」とは、本契約に基づき提供される本サービスを特定する、注文を行うための書類又はオンラインの注文で、お客様又はお客様の関連団体と当社間で契約として締結されるものを意味し、その追加契約及び添付書類等が含まれます。お客様の関連団体は、本契約に基づいて本注文書を締結することによって、自己が本契約を締結した当事者である場合と同様に、本契約の条件に拘束されることに同意することとなります。

「Salesforce.org」とは、その主たる事業所を 50 Fremont Street, Suite 300, San Francisco, California 94105 U.S.A.に有する非営利公益法人である salesforce.org を意味します。

「本サービス」とは、お客様が本注文書に基づき注文し、又は無料トライアルに基づき、お客様に提供される製品及びサービスで、当社が本ドキュメンテーションの記載に従いオンラインで提供するもの（関連する当社のオフライン又はモバイルのコンポーネントを含みます）を意味します。「本サービス」には、本コンテンツ及び非 SFDC アプリケーションは含まれません。

「サブスクリプション」とは、本ユーザが一定期間、本サービス又は本コンテンツを利用する権利で、当社とお客様間で随時締結される本注文書に特定されるものを意味します。

「トライアルサービス」とは、お客様が無料トライアル(本契約の 2.2 項の遵守を条件とします)に従って注文し、当社がオンラインで提供する製品及びサービスを意味します。

「本ユーザ」とは、お客様が本サービスを利用することを承認した個人（5.4 項 (b)号の遵守を条件とします）であり、その者のために本顧客が本サービスのサブスクリプションを購入した者（又は、当社が無料で提供する本サービスの場合には、その者のために本サービスがプロビジョニングされた者）、及び、お客様（又は、該当する場合には、お客様の要請に従って当社）がユーザ ID 及びパスワード（認証を使用する本サービスの場合）を付与した者を意味します。本ユーザには、例えば、お客様の従業者、コンサルタント、受託者及び代理人、並びに、生徒、教師、ボランティアなどのお客様が取引を行う第三者が含まれる場合があります。

「当社」とは、〒100-7012 東京都千代田区丸の内 2-7-2 JP タワー12 階に主たる事業所を有する日本企業、株式会社セールスフォース・ドットコムを意味します。

「お客様」又は「本顧客」とは、本契約を承諾した個人が法人のために本契約を承諾している場合におけるその法人、及び本注文書を締結した、その法人の関連団体を意味します。

「本顧客データ」とは、お客様によって、又はお客様のために本サービスに保存される電子的なデータ及び情報を意味します。本顧客データには、本コンテンツ及び非 SFDC アプリケーションは含まれません。

2. 本サービス

本契約がカバーする本サービスのタイプは、以下のとおりです。

2.1. 無償サービス。当社の単独の裁量に基づき、お客様が資格を有していることを条件として(3.1 適格性 をご参照)、該当する本注文書に別段の当初期間が定められている場合を除き、当社は、12 ヶ月を当初の契約期間として、お客様に無償サービスを提供するものとします。当初期間経過後は、無償サービスは、そのプログラムが引き続き存在している限りにおいて、同一条件で1年毎に更新することができます。上記の定め又は本契約のいかなるこれに反する規定にかかわらず、当社は、無償サービスを自己の単独の裁量によって提供し、書面で通知することによって（通常、実施可能な限り 30 日前に行います）、何時でも、当該無償サービスを解約することができます。

2.2. 無料トライアル。お客様が当社のウェブサイトでも無料トライアルに登録した場合、当社は、お客様に1乃至複数の本サービスを無料のトライアルベースでご提供し、当該トライアル期間は、以下の何れか早く到来する日まで継続します。(a) お客様が該当する本サービスを利用するために登録した無料トライアル期間の満了日 (b) お客様が、当該本サービスの無償サービス又は割引サービスのサブスクリプションを注文した場合における、当該サービスの開始日 (c) 当社が単独の裁量に基づきトライアルを終了する日。追加のトライアルの条件が、トライアル登録のウェブページに掲載されている場合があり、当該追加の条件は、ここで参照することによって本契約に組み込まれ、法的拘束力を有するものとなります。

無料トライアル中にお客様により又はお客様のために、本サービスに入力されたあらゆるデータ及び実施された本サービスのあらゆるカスタマイゼーションは、お客様が、同じ本サービスを、無償サービスとして受領するか(2.1 項に従います)、又は同じ割引サービスのサブスクリプションを購入するか、該当するアップグレードされた本サービスを購入するか、又は当該データをエクスポートしない限り、回復不能な方法により消去されます。お客様は、無料トライアル中に、入力されたデータ又は実施されたカスタマイゼーションを、トライアルの対象だったものよりもダウングレードになる本サービス(例えば、Enterprise Edition から Professional Edition)に移行することはできません。従って、お客様がトライアルの対象であるものよりもダウングレードになる本サービスを購入する場合には、お客様は、トライアル期間の終了又は本顧客データが回復不能な方法により消去される前に、本顧客データをエクスポートする必要があります。

第 10 条(表明、保証、排他的救済及び免責)にかかわらず、無料トライアル中、本サービスはいかなる保証も伴わない「現状有姿」で提供されます。

トライアル期間中に該当する本サービスの本ドキュメンテーションをご検討頂き、本サービスをご購入頂く前に、その特徴及び機能についてよくご理解ください。

2.3. 割引サービス。当社は、本契約及び関連する本注文書に従って、割引サービスをお客様に提供するものとします。

3. 本サービスの利用

3.1. 適格性。お客様は、その資格を認められている場合にのみ、本サービスを利用することができます。トライアルサービス、無償サービス又は割引サービスについて資格を認められるためには、お客様は以下の何れかに該当することを要します。

(a) 現在、自己の非営利活動について課税を免除されている非営利の団体で、その団体が登録されている国における、該当する規制機関の決定に従い非営利団体としての地位を確認されているもの

(b) 本 3.1 項の(a)号で定義される非課税の非営利団体を、資金面のスポンサーとして利用している団体で、その資金面のスポンサーが自己の非課税の地位を、資金援助を受ける団体に拡張している団体(当該資金援助が有効な限り)

(c) 当社の書面による明示的な承認を条件として、社会的責任についての包括的かつ透明性のある基準を満たす団体(営利か非営利かは問いません)

(d) その主たる目的が教育である、非営利又は営利の公的又は民間機関(但し、営利目的の大学は除きます)

上記は、例示の目的のためだけのものであり、いかなる場合も、まず当社がお客様の適格性について書面で承認することを要します。また、お客様は、当社が要請した場合には、自己の地位を証明する文書を提供しなければなりません。当社は、自己の単独の裁量で、無償サービスもしくは本サービスの本注文書を変更し、又は無償サービスもしくは本サービスの要請を拒絶する権利を留保します。

なお、以下の団体は、本契約に基づき購入する資格を有しません。

商工会議所、ビジネス活性化地区(BID)、地方及び地域の経済開発団体などの経済開発団体

政府又は地方公共団体から資金提供を受けている非営利団体。但し、当該非営利団体が独立した取締役会を置かずに機能しているか、又は政府機関によって運営されている場合。

健康保険団体又は医療保険事業者

グループ又は個人による保健活動

4. 当社の責任

4.1. 本サービスの提供。当社は、以下の義務を負うものとします。(a) 本サービス及び本コンテンツを、本契約及び該当する本注文書に従ってお客様に提供すること (b) お客様に、追加料金なく、該当する当社の標準サポートを提供し、別途購入された場合には、アップグレードされたサポートを提供すること (c) オンラインの本サービスを、以下の場合を除き、1 日 24 時間、週 7 日提供する商業上合理的な努力を行うこと (i) 計画停止(当社は、計画停止について、本ドキュメンテーションの定めに従って事前に電子的な通知を行うものとします) (ii) 当社の合理的管理を超える状況(例えば、不可抗力、政府機関の行為、洪水、火災、地震、暴動、テロ行為、ストライキその他の労働争議(当社の従業員による場合を除きます)、インターネットサービスプロバイダの障害もしくは遅延、非 SFDC アプリケーション又はサービス拒否(DoS) 攻撃など)により生じた稼働停止。

4.2. 本顧客データの保護。当社は、本ドキュメンテーションの記載に従って、本顧客データのセキュリティ、秘密性及び完全性を保護するために、管理上、物理的及び技術的な安全保護措置を維持するものとします。それらの安全保護措置には、当社又は当社の受託者もしくは関係会社の要員による本顧客データのアクセス、利用、改変又は開示を防止するための措置が含まれますが、それらに限定されません。但し、以下の場合には、本顧客データのアクセス、利用、改変又は開示をすることができます。(a) 本サービスを提供するため、及びサービスもしくは技術上の問題を防止し、又はそれらに対応するため (b) 後記の「秘密保持:開示の強制」の条項に従って法令により強制される場合 (c) お客様から書面で明示的に許可された場合。無料トライアル中の利用に関する場合を除き、<http://www.sfdcstatic.com/assets/pdf/misc/data-processing-addendum.pdf> に所在する data processing addendum (データ処理に関する追加契約)(以下「DPA」といいます)の条件は、本項で参照されることによって本契約に組み込まれて、本顧客データに DPA に定義される個人データが含まれる限りにおいて適用されるものとします。当社が、欧州経済地域(EEA)及びスイスから取得された個人データを処理する場合には、DPA の Exhibit (添付) 1 に定める Processor Binding Corporate Rules (処理者の拘束企業準則) 及び Standard Contractual Clauses (標準契約条項) が、更に詳しくは DPA の定めに従って適用されるものとします。標準契約条項においては、お客様及びその該当する関連団体はそれぞれ data exporter (データ輸出者)であり、お客様が本契約を締結し、お客様の関連団体が本注文書を締結することによって、それぞれが標準契約条項及びその Appendix (付属) 1 を締結したものとして取り扱われるものとします。

4.3. 要員。当社は、当社及び当社の関係会社の要員(それらの従業員及び受託者を含みます)の本契約に基づく当社の義務の履行と遵守につき責任を負うものとします。但し、本契約に別段の定めがある場合には、その限りではありません。

4.4. ベータ版サービス。当社は、随時、お客様にベータ版サービスを無償で提供することがあります。お客様は、当該ベータ版サービスを試用するかどうかを、自己の単独の裁量で選択することができます。ベータ版サービスは、評価目的で提供されるものであり、本番環境での使用を意図したものではありません。また、ベータ版サービスはサポートの対象ではなく、追加の契約条件が課される場合があります。ベータ版サービスは本契約に基づく「本サービス」とはみなされませんが、本サービス、及び関連する非 SFDC アプリケーション及び本コンテンツの使用に関する全ての制限事項、当社による権利の留保及びお客様の義務は、お客様によるベータ版サービスの利用にも同様に適用されるものとします。別段の定めがない限り、何れかのベータ版サービスの試用期間は、試用開始日から1年後、又はそのベータ版サービスの或るバージョンが該当するベータ版サービスであるという指定なく一般に利用可能となった日の何れか早い方の時期に満了するものとします。当社は、ベータ版サービスの提供を、いつでも自己の単独の裁量で中止することができ、また一般に提供しないものとすることができます。当社は、ベータ版サービスに起因又は関連するいかなる損失又は損害の責任も負わないものとします。

5. 本サービス及び本コンテンツの利用

5.1. サブスクリプション。該当する本注文書又は本ドキュメンテーションに別段の定めがない限り、(a) 本サービス及び本コンテンツへのアクセスは、サブスクリプションとして購入されます。(b) サブスクリプションは、サブスクリプションの契約期間中、追加の基礎となるサブスクリプションと同一の価格で追加することができ、その合計金額は、そのサブスクリプションが追加される時点で有効なサブスクリプションの契約期間の残存期間に按分されます。(c) 追加のサブスクリプションは、基礎となるサブスクリプションと同日に終了するものとします。

5.2. 利用の制限。本サービス及び本コンテンツは、例えば、該当する本注文書及び本ドキュメンテーションに定める数量などの利用の制限を条件とします。別段の定めがない限り、(a) 本注文書に記載される数量は本ユーザ数を意味し、その数を超える本ユーザが、本サービス又は本コンテンツにアクセスすることはできません。(b) ある本ユーザのパスワードを、その他の個人と共有することはできません。(c) 本注文書に別段の定めがない限り、ある本ユーザの ID は、その本ユーザが本サービス又は本コンテンツを爾後利用しなくなる場合には、従前の本ユーザに代わる新たな個人に割り当て直すことのみができます。お客様が契約上の利用制限を超過した場合には、当社はお客様と協議して、お客様の利用を削減することによって、その制限を守るように求めることができます。当社の努力にもかかわらず、お客様が契約上の利用制限を遵守することができず、又は遵守しようとしない場合には、お客様は、当社の要請に従って、速やかに、該当する本サービスもしくは本コンテンツの数量を追加する本注文書を締結するか、又は 7.2 項「請求及び支払い」に従って、超過利用分の請求に対する支払いを行うものとします。

5.3. お客様の責任。お客様は、以下の義務を負います。(a) 本ユーザの本契約、本ドキュメンテーション及び本注文書の遵守について責任を負うこと (b) 本顧客データの正確性、品質、合法性、及びお客様が本顧客データを取得した方法について責任を負うこと (c) 本サービス及び本コンテンツの不正アクセス又は不正利用を防止する商業上合理的な努力を行い、不正アクセス又は不正利用を発見したときには、速やかに当社に通知すること (d) 本サービス及び本コンテンツを、本契約、本注文書、本ドキュメンテーション並びに適用ある法令及び政府規制に従ってのみ利用すること (e) お客様が本サービス又は本コンテンツと共に利用する非 SFDC アプリケーションのサービス条件を遵守すること (f) 本契約の有効期間中、3.1 項に定める資格基準を満たすこと。お客様は、自身が当該基準を満たさなくなった場合には何時でも、速やかに当社に通知するものとします。

5.4. 利用上の禁止事項。お客様は、以下のことを行わないものとします。(a) 本サービスもしくは本コンテンツをお客様もしくは本ユーザ以外の者に利用可能にすること、又は本サービスもしくは本コンテンツをお客様もしくは本ユーザ以外の者の利益のために利用すること。但し、本注文書又は本ドキュメンテーションに、明示的に別段の定めがある場合はその限りではありません。(b) 本サービスもしくは本コンテンツを販売、再販、利用許諾、再利用許諾、頒布、提供、賃貸もしくはリースすること、又は本サービスもしくは本コンテンツをサービスセンター、もしくはアウトソーシングサービスの一部とすること (c) 本サービス又は非 SFDC アプリケーションを利用して、権利侵害、名誉毀損その他の違法もしくは不法な内容、又は第三者のプライバシーの権利を侵害する内容を保存もしくは送信すること (d) 本サービス又は非 SFDC アプリケーションを利用して、悪質なコードを保存又は送信すること (e) 本サービス又は本サービスに含まれる第三者のデータの完全性又は性能を妨害又は混乱させること (f) 本サービスもしくは本コンテンツ又はそれらに関連するシステムもしくはネットワークに対する不正アクセスを試みること (g) 直接、間接を問わず、契約上の利用制限を回避するような方法による、本サービスもしくは本コンテンツのアクセスもしくは利用、又は本契約、本注文書もしくは本ドキュメンテーションで認められた場合以外、何れかの本サービスを利用した当社の何れかの知的財産のアクセスもしくは利用を認めること (h) 本サービス又はその一部、それらの特徴、機能、ユーザインターフェースを複製すること (i) 本契約、本注文書又は本ドキュメンテーションで認められた場合以外に、本コンテンツを複製すること (j) 本サービス又は本コンテンツの一部をフレーム又はミラーすること。但し、お客様自身のイントラネット上にフレームする場合、その他お客様自身の内部事業目的でのフレーム、又は本ドキュメンテーションで認められた場合は除きます。(k) 競合する製品もしくはサービスの作成、又は SFDC 以外の製品もしくはサービスとのベンチマークのために、本サービス又は本コンテンツにアクセスすること (l) 本サービスのリバースエンジニアリングをすること。お客様もしくは本ユーザが故意に上記に違反した場合、又はお客様もしくは本ユーザの本契約、本ドキュメンテーションもしくは本注文書に違反した本サービスの利用によって当社のサービスのセキュリティ、完全性、可用性に対する切迫した脅威があると当社が判断した場合には、当社は、直ちに本サービスを停止することができます。当社は、当該停止前に、お客様に当該違反又は脅威を是正する機会を与えるよう、その状況における商業上合理的な努力を行います。

5.5. 外部向けサービス。お客様が電子的メッセージの送信、外部向けウェブサイトの作成もしくはホスティング、又は外部向けウェブサイトへのコンテンツの掲載のために本サービスを契約する場合には、当該使用は <http://www.salesforce.com/company/legal/agreements.jsp> に掲示されている当社の External Facing Services Policy (外部向けサービスポリシー) (或る本サービスに該当する場合) に従い、お客様は、自己の当該ウェブサイトでのクッキーその他の追跡技術の使用に適用ある法令を遵守することにつき、全ての責任を負います。

5.6. 本コンテンツ及び非 SFDC アプリケーションの削除。当社がサードパーティの権利者から本コンテンツを削除するように求められるか、又はお客様に提供された本コンテンツが適用ある法令に違反しもしくは第三者の権利を侵害している可能性があるという情報を受領した場合には、当社は、お客様による本サービス経由の当該本コンテンツへのアクセスを停止することができます。又はお客様に、お客様が当該本コンテンツの全利用を停止する必要がある旨を通知することができます。その場合、法令で禁じられていない限り、お客様は当該本コンテンツの全利用を停止したうえで、速やかに当該本コンテンツを自己のシステムから削除するものとします。当社が、お客様が本サービスと共に使用する非 SFDC アプリケーションが当社の外部向けサービスポリシーもしくは適用ある法令に違反し、又は第三者の権利を侵害している可能性があるという情報を受領した場合には、当社はお客様にその旨を通知することができ、その場合、お客様は、速やかに当該非 SFDC アプリケーションを無効化するか、又は当該非 SFDC アプリケーションを改変して、当該違反又は侵害の可能性を解消するものとします。お客様が上記に従って必要な対策を講じない場合には、当社は、違反又は侵害の可能性が解消するまで、該当する本コンテンツ、本サービス又は非 SFDC アプリケーションを無効化することができます。当社

が要請した場合、お客様は当該削除及び利用停止を書面で確認するものとし、当社は、当該確認書の写を、サードパーティの請求者又は政府機関(該当する方)に提供する権限を有するものとします。

6. SFDC 以外のプロバイダ

6.1. SFDC 以外の製品又はサービスの取得。当社又はサードパーティは、例えば、本マーケットプレイスその他によって、お客様にサードパーティの製品又はサービス(例えば、非 SFDC アプリケーション及び導入その他のコンサルティングサービスなど)を提供する場合があります。お客様による当該製品又はサービスの取得、及びお客様と SFDC 以外のプロバイダ、製品又はサービス間のデータの授受は、お客様と該当する SFDC 以外のプロバイダの間だけのものです。当社は、本注文書に明示的に別段の定めがある場合を除き、当社が「認定」「certified」その他の指定をしているかどうかにかかわらず、非 SFDC アプリケーション又はその他の SFDC 以外の製品もしくはサービスを保証又はサポートしません。

6.2. SFDC アプリケーションと本顧客データ。お客様が非 SFDC アプリケーションを本サービスと共に利用することを選択した場合、お客様は、当社が、当該非 SFDC アプリケーションと本サービスとの相互運用のために必要な場合には、その SFDC アプリケーション及びそのプロバイダに、本顧客データにアクセスできるようにすることを承認します。当社は、当該 SFDC アプリケーション又はそのプロバイダによるアクセスから生じる本顧客データの開示、改変又は消去について責任を負いません。

6.3. 非アプリケーションとのインテグレーション。本サービスは、非 SFDC アプリケーションと相互運用するように設計された機能を有する場合があります。当該機能を利用するために、お客様は、当該非 SFDC アプリケーションのプロバイダから、当該 SFDC アプリケーションへのアクセス権を取得するよう求められ、また当社に当該非 SFDC アプリケーションのお客様のアカウントへのアクセス権を付与するよう求められる場合があります。当社は、当該本サービスの機能の継続的な可用性を保証できないものとし、例えば、当該非 SFDC アプリケーションのプロバイダが、非 SFDC アプリケーションを、当社に受容可能な状態で、対応する本サービスの機能と相互運用できるようにすることを中止する場合(そのみに限定されません)、当社は当該機能の提供を中止できるものとし、お客様は、当該提供の中止により、いかなる返金、減額又はその他の補償を受ける権利も取得しません。

7. 料金及び支払い

7.1. 料金。お客様は、本注文書に定める全ての料金を支払うものとします。本契約又は本注文書に別段の定めがない限り、(i) 料金は、本サービス及び本コンテンツのサブスクリプションの購入に基づくものであり、実際の利用に基づくものではありません。(ii) 後記の 13.4 項(解約時の返金及び支払)に定める場合を除き、支払義務は取消不能であり、支払済の料金は返金不能です。(iii) 購入した数量を該当するサブスクリプションの契約期間中に削減することはできません。

7.2. 請求及び支払い。料金は、対象期間の開始以前に、その他の条件は該当する本注文書の定めに従って、請求されるものとします。本注文書に別段の定めがない限り、料金は、請求日から 30 暦日後を支払期限とします。お客様は、当社に完全かつ正確な請求情報及び連絡先情報を提供し、当該情報に変更がある場合には当社に通知する責任を負います。

7.3. 支払遅延。当社が、何れかの請求金額を支払期日までに受領しなかった場合には、当社は、当社のその他の権利及び救済を制限されることなく、当該請求金額に対して、支払期日から支払われる日まで、毎月の未払残高の月利 1.5%の遅延利息を請求することができます。

7.4. 本サービスの停止。お客様が当社に対して負う金銭債務の履行が、30 日以上遅滞している場合には、当社は、当社のその他の権利及び救済を制限されることなく、当該金額が全て支払われるまで、本サービスを停止することができます。但し、クレジットカード払い又は自動引き落としを選択して、その支払いが拒絶されているお客様を除き、その場合には、当社は、お客様に対するサービスを停止する 10 日以上前に、お客様のアカウントが支払遅延になっていることを、後記の「通知」の条項に従ってお客様に通知するものとします。

7.5. 支払いについての論争。当社は、お客様が該当する請求金額について合理的に、かつ誠意をもって論争中であり、その論争を解決するために誠実に協力している場合には、前記の 7.3 項「支払遅延」又は 7.4 項「本サービスの停止」に基づく当社の権利を行使しないものとします。

7.6. 税金等。当社の料金には、租税公課、関税又はそれらに類似する、いかなる種類の政府の賦課金(例えば、何れかの国もしくは地域の政府機関から課される、消費税、付加価値税、売上税、利用税又は源泉徴収税など)(以下、総称して「税金等」といいます)も含まれていません。お客様は、お客様の本契約に基づく購入に関連する全ての税金等を支払う責任を負います。お客様が本 7.6 項に基づき責任を負う税金等を当社が納税又は徴収する法的義務を有する場合、その金額はお客様に請求されるものとし、お客様は当該金額を支払うものとします。但し、お客様が、適切な課税当局が承認する有効な免税証明書を当社に提供する場合には、この限りではありません。なお、当社は、当社の収益、資産及び従業員に基づき当社に課される税金についてのみ責任を負います。

7.7. 将来の機能。お客様は、自己の購入は、いかなる将来の機能の提供も条件とするものではなく、また当社が行った、いかなる将来の機能に関する口頭又は書面の対外的なコメントにも依存するものではないことに同意するものとします。

8. 財産権及びライセンス

8.1. 権利の留保。本契約に基づき明示的に許諾された限定的な権利を条件として、当社、そのライセンサー及び本コンテンツのプロバイダは、本サービス及び本コンテンツに関する全ての権利及び利益(当社及びそのライセンサーの全ての関連する知的財産権を含みます)を留保します。本契約に明示的に規定されている以外のいかなる権利も、本契約に基づいてお客様に許諾されるものではありません。

8.2. 本コンテンツのアクセス及び利用。当社は、該当する本注文書、本契約及び本ドキュメンテーションの条件に従って、該当する本コンテンツのアクセス及び利用をすることができる権利を有します。

8.3. お客様による本顧客データ及びアプリケーションをホスティングできるライセンスの許諾。お客様は、当社、その関係会社及び該当する受託者

に対して、本顧客データ、非 SFDC アプリケーション、及び本サービスを利用してお客様が作成したもしくはかかるお客様のために作成された、又はお客様が本サービスと共に利用するために作成したプログラムコードを、当社が本契約に従って本サービスを提供するために必要な場合に、ホスティング、複製、送信及び表示できる全世界的な、期間限定のライセンスを許諾します。本項で許諾される限定的なライセンスを除き、当社は、本契約に基づき、お客様又はそのライセンサーから、本顧客データ、非 SFDC アプリケーション又は当該プログラムコードに関するいかなる権利又は利益も取得しません。

8.4. お客様によるフィードバックを利用できるライセンスの許諾。お客様は、当社及びその関係会社、お客様又は本ユーザが、当社又はその関係会社のサービスの運用に関して提供する全ての提案、改善の要請、提言、修正又はその他のフィードバックを、当社及びその関係会社が利用し、それらのサービスに組み込むことができる、全世界的、永続的、取消不能、無償のライセンスを許諾します。

9. 秘密保持

9.1. 秘密情報の定義。「秘密情報」とは、一方当事者(以下「開示者」といいます)が他方当事者(以下「受領者」といいます)に、口頭又は書面で開示する全ての情報であって、秘密であると指定されたもの、又は情報の性質及び開示の状況から合理的に秘密であると理解されるものを意味します。お客様の秘密情報には本顧客データが含まれ、当社の秘密情報には、本サービス及び本コンテンツが含まれます。また各当事者の秘密情報には、本契約及び全ての本注文書の条件(価格が含まれます)、並びに当該当事者が開示する、事業・マーケティング計画、テクノロジー・技術情報、製品の計画・設計、ビジネスプロセスが含まれます。但し、秘密情報には、以下の情報は含まれません。(i) 開示者に対する義務違反なく、公知であるか又は公知となった情報 (ii) 開示者に対する義務違反なく、開示者による情報開示前に受領者が知得していた情報 (iii) 開示者に対する義務違反なく、受領者が第三者から受領する情報 (iv) 受領者が独自に開発した情報。

9.2. 秘密情報の保護。受領者は、善良な管理者の注意をもって以下の対応を行うものとします。(i) 開示者の秘密情報を、本契約の範囲外の目的のために利用しません。(ii) 開示者が書面で別段の承認をした場合を除き、開示者の秘密情報へのアクセスを、本契約に合致した目的のためにアクセスする必要がある、当社、当社の関係会社又は salesforce.org、お客様又はお客様の関連団体(何れか該当するもの)の従業者及び受託者に限定し、それらの者に、秘密情報の保護について本条に定めるものを実質的に下回らない保護について定める、受領者との秘密保持契約に同意させるものとします。何れの当事者も、本契約又は本注文書の条件を、相手方の事前の書面による同意なく、自己の関係会社、salesforce.org 又は関連団体(何れか該当するもの)、弁護士、会計士、税理士以外の第三者に開示しないものとします。但し、自己の関係会社、salesforce.org 又は関連団体、弁護士、会計士、税理士に当該開示を行う当事者は、当該自己の関係会社、salesforce.org 又は関連団体、弁護士、会計士、税理士が本 9.2 項を遵守することにつき責任を負うものとします。上記にかかわらず、当社は本契約及び該当する本注文書の条件を、本契約に基づく当社の義務をお客様に履行するために必要な限度で、再委託先又は非 SFDC アプリケーションのプロバイダに対して、本契約に定めるものと実質的に同等の保護を提供する秘密保持の条件に基づいて開示することができます。

9.3. 開示の強制。受領者は、法令により強制される場合には、開示者の秘密情報を開示することができます。但し、受領者は、当該開示の強制について、開示者に事前の通知を行うものとし(法的に許容される限度で)、開示者が開示に異議を唱えることを望む場合には、開示者の費用で、合理的な援助を開示者に与えるものとします。受領者が、開示者が当事者である民事訴訟手続の一部として、法令により開示者の秘密情報の開示を強制され、かつ開示者が開示に異議を唱えていない場合には、開示者は、受領者に、当該秘密情報を収集して、安全なアクセスを提供するための受領者の合理的な費用を弁済するものとします。

10. 表明、保証、排他的救済及び免責

10.1. 表明。各当事者は、自己が本契約を有効に締結しており、及び有効に締結する法的権限を有していることを表明します。

10.2. 当社の保証。当社は、該当するサブスクリプションの契約期間中、以下の事項を保証します。(a) 本契約、本注文書及び本ドキュメンテーションが、本顧客データのセキュリティ、秘密性及び完全性を保護するための、該当する管理上、物理的及び技術的な安全保護措置を正確に記述すること (b) 当社が、本サービスの全体的なセキュリティを、実質的に低減させないこと (c) 本サービスが、実質的に該当する本ドキュメンテーションに従って稼動すること (d) 上記の「非 SFDC アプリケーションとのインテグレーション」の条項を条件として、当社が、本サービスの全体としての機能を、実質的に低減させないこと。上記の保証の何れかの違反についてのお客様の排他的な救済は、13.3 項(解約)及び 13.4 項(解約時の返金又は支払い)に規定されるものとします。なお本 10.2 項は、トライアルサービスには適用されません。

10.3. 免責。本契約に明示的に規定されている場合を除き、何れの当事者も、明示的か黙示的か、法令又はそれ以外に基づくものであるかを問わず、いかなる種類の保証も行いません。各当事者は、特に、商品性、特定の目的に適合すること、又は権利侵害が無いことを含む全ての黙示の保証を、適用ある法令により認められる最大限において否認します。本コンテンツ及びベータ版サービスは、いかなる保証も伴わない、「現状有姿」で、かつ提供可能な限りにおいて、提供されます。各当事者は、サードパーティのホスティング事業者に起因するいかなる損失又は損害についても、全ての責任及び補償義務を否認します。

11. 相互の補償

11.1. 当社による補償。当社は、第三者がお客様に対して行いもしくは提起した、何れかの本サービスの利用が当該第三者の知的財産権を侵害又は不正に流用していると主張する請求、要求、訴訟もしくは法的手続(以下「**お客様に対する請求等**」といいます)からお客様を防御するものとし、お客様に対する請求等の結果として、最終的にお客様に裁定された損害賠償金、弁護士料金及び費用、又は当社が書面で承諾した和解に基づきお客様が支払った金額を、お客様に補償するものとします。但し、お客様が、以下の事項を行うことを条件とします。(a) 当社に、速やかにお客様に対する請求等について書面の通知を行うこと (b) 当社に、お客様に対する請求等の防御と和解についての完全な管理権限を与えること(但し、当社は、お客様の全責任を無条件に免除するのではなく、お客様に対する請求等について和解できません) (c) 当社の費用で、全ての合理的な援助を当社に与えること。当社が、本サービスに関連する権利侵害又は不正流用に関する情報を受領した場合、当社は、自己の裁量で無償にて以下の何れかの対応を行います。(x) 10.2 項(当社の保証)に基づく当社の保証に違反することなく、当該本サービスが爾後権利侵害又は不正流用の主張を受けないように、本サービスを修正します。(y) お客様が本契約に従って、その本サービスを継続して利用できるライセンスを取得します。(z) または当社の裁量で、30 日前に書面で通知して、お客様のその本サービスのサブスクリプションを解約し、お客様に、その解約さ

れたサブスクリプションの残存期間に相当する前払いされた料金を返金します。上記の防御及び補償の義務は、お客様に対する請求等が、本コンテンツ、非 SFDC アプリケーション又はお客様による本契約、本ドキュメンテーション、又は該当する本注文書の違反から発生した場合には適用されません。

11.2. お客様による補償。お客様は、第三者が当社に対して行いもしくは提起した、本顧客データが、当該第三者の知的財産権を侵害もしくは不正に流用していると主張する請求、要求、訴訟もしくは法的手続、又は本顧客による本契約、本ドキュメンテーション、本注文書、もしくは適用ある法令に違反した本サービスもしくは本コンテンツの利用に起因する請求、要求、訴訟もしくは法的手続、(以下それぞれを「**当社に対する請求等**」といいます)から当社を防御するものとし、当社に対する請求等の結果として、最終的に当社に裁定された損害賠償金、弁護士料金及び費用、又はお客様が書面で承諾した和解に基づき当社が支払った金額を、当社に補償するものとします。但し、当社が、以下の事項を行うことを条件とします。(a) お客様に、速やかに当社に対する請求等について書面の通知を行うこと (b) お客様に、当社に対する請求等の防御と和解について完全な管理権限を与えること(但し、お客様は、当社の全責任を無条件に免除するものでなければ、当社に対する請求等について和解できません) (c) お客様の費用で、全ての合理的な援助をお客様に与えること。

11.3. 排他的な救済。本第 11 条「相互の補償」は、本条に定めるあらゆる態様の請求について、補償する側の当事者が相手方に負う唯一の責任、及び補償される側の当事者が相手方に求め得る排他的な救済を定めるものです。

12. 責任の限定

12.1. 責任の限定。本契約に起因又は関連する各当事者及びその全ての関係会社又は関連団体(該当する方)の全ての責任は、いかなる場合も、その損害の原因となった最初の事件の前 12 ヶ月間に、本契約に基づいて、お客様及びその関連団体がその損害を発生させた本サービスに支払った合計金額を超えないものとします。上記の限定は、相手方の請求が契約によるか不法行為によるかを問わず、またいかなる責任の理論にかかわらず適用されますが、第 7 条(料金及び支払い)の条項に基づくお客様及びその関連団体の支払義務を限定しないものとします。

12.2. 結果的損害及び関連損害の免責。何れの当事者又はその関係会社もしくは関連団体(該当する方)も、本契約に起因又は関連する、逸失利益もしくは逸失収益もしくは事業上の信用の損失、又は間接、特別、偶発的、結果的、補填損害、事業の中断による損害もしくは懲罰的損害については責任を負わないものとします。上記の免責は、相手方の請求が契約によるか不法行為によるかを問わず、かついかなる責任の理論にかかわらず、また当事者又はその関係会社もしくは関連団体(該当する方)が当該損害の可能性を告げられていた場合、または、当事者又はその関係会社もしくは関連団体(該当する方)による救済が、他の方法では本質的な目的を達成できない場合にも適用されますが、法令によって禁じられている範囲においては適用されません。

13. 契約期間及び解約

13.1. 契約期間。本契約は、お客様が最初に本契約を受諾した日に効力を開始し、本契約に基づく全てのサブスクリプションが満了するか、又は解約されるまで存続します。お客様がトライアルサービスに登録して、無償サービスの申込又は割引サービスの購入をしなかった場合には、本契約は、トライアルサービスの満了とともに終了します。

13.2. 割引サービスのサブスクリプションの契約期間。各サブスクリプションの契約期間は、該当する本注文書に定められるものとします。本注文書に別段の定めがない限り、サブスクリプションは、満了する契約期間と同一の期間又は 1 年間の何れか短い方の期間、自動的に更新するものとし、以後も同様とします。但し、何れかの当事者が相手方に対して、該当する契約期間が終了する 30 日以上前に、更新しない旨の通知をした場合には、この限りではありません。更新期間中における単価は、当社からの通知によって、更新前の期間における該当する単価の最大 7% 増の価格とすることができ、当社がお客様に、該当する更新期間の 60 日以上前に別段の価格の通知を行ったときにはこの限りではありません。該当する本注文書に明示的に定める場合を除き、プロモーション価格又は期間限定価格のサブスクリプションの更新は、該当する更新時期において有効な当社の該当する定価によるものとします。これに反する規定にかかわらず、本サービスのサブスクリプションの数量が更新前の期間から減少した場合の更新については、前期間における単価にかかわらず、更新時に価格の再設定が行われるものとします。

13.3. 解約。一方当事者は、以下の場合には、本契約を解約することができます。(i) 相手方に、重大な違反について 30 日の期限を定めた書面の通知を行い、当該違反が、当該期間の満了時に是正されていない場合 (ii) 相手方が、破産又は支払停止、管財人による財産管理、清算又は債権者のための財産譲渡に関するその他の手続きの申し立ての対象となった場合 (iii) 相手方が、後記の 15.3 項「反社会的勢力の排除」の各号に定める何れかの表明に違反していることが判明した場合。

13.4. 解約時の返金又は支払い。お客様が 13.3 項「解約」に従って解約をした場合、当社は、お客様に、解約発効日後の全てのサブスクリプションの契約期間の残存期間分に相当する前払の料金を返金するものとします。当社が 13.3 項「解約」に従って解約をした場合、お客様は、解約発効日後の、全ての本注文書の契約期間の残存期間分に相当する未払いの料金を支払うものとします。いかなる解約も、お客様が解約発効日前の期間について当社に支払うべき料金の、お客様の支払義務を免除しないものとします。

13.5. 本顧客データの移管と消去。本契約の解約又は満了の発効日後 30 日以内にお客様が要求した場合、当社は、お客様に、本顧客データを、本ドキュメンテーションの記載に従って、エクスポート又はダウンロードできるようにするものとします。当該 30 日間の経過後は、当社は、本顧客データを保持し、提供する義務を負わないものとし、その後、法的に禁じられていない限り、当社のシステム内、その他当社の占有もしくは管理下にある全ての本顧客データのコピーを、本ドキュメンテーションの記載に従って消去又は破棄するものとします。

13.6. 存続条項。「本コンテンツ及び非 SFDC アプリケーションの削除」「料金及び支払い」「財産権及びライセンス」「秘密保持」「免責」「相互の補償」「責任の限定」「解約時の返金又は支払い」「本顧客データの移管及び消去」「存続条項」「通知、準拠法及び裁判管轄」及び「一般条項」と題された条項は、本契約の解約又は満了後も存続するものとします。

14. 通知、準拠法及び裁判管轄

14.1. 通知。本契約に別段の定めがない限り、本契約に関する全ての通知は書面によるものとし、以下の時点で到達したものとみなされるものとします。(a) 個人に交付されたとき (b) 郵送後 2 営業日目 (c) 電子メールによる送信後 1 営業日目。但し、解約又は相手方の補償を請求する通知(以下「**法的通知**」といいます)については、電子メールは除かれます(法的通知には明確にその旨が特定されるものとします)。当社への通知は、以下の宛先に送付されるものとします。〒100-7012 東京都千代田区丸の内 2-7-2 JP タワー12 階 株式会社セールスフォース・ドットコム セールスオペレーションズ部門長 (写) 同 法務部門長 (japanlegal@salesforce.com)。又は当社がお客様宛ての書面の通知によって更新した宛先。お客様への請求関連の通知は、お客様が指定する該当する請求担当者宛に送付されるものとします。お客様に対するその他の全ての通知は、お客様が指定する、該当する本サービスのシステム管理者宛に送付されるものとします。

14.2. 準拠法及び裁判管轄の合意。各当事者は、本契約及び本契約に起因又は関連する紛争について、抵触法の原則にかかわらず、日本国法の準拠法、及び東京都内に所在する裁判所の専属的裁判管轄権に同意します。

15. 一般条項

15.1. 輸出法の遵守。本サービス、本コンテンツ、その他の当社のテクノロジー及びそれらの派生物は、日本、米国及びその他の国又は地域の輸出管理法令及び規制の対象となる場合があります。当社及びお客様は、それぞれ自己が米国政府の取引禁止対象者リストに記載されていないことを表明します。お客様は、本ユーザに、米国の禁輸国及び地域(現時点ではキューバ、イラン、北朝鮮、スーダン、シリア及びクリミア)における、又は米国もしくは日本の輸出管理法令に違反した、本サービス又は本コンテンツのアクセス又は利用を許可しないものとします。

15.2. 腐敗行為防止。何れの当事者も、本契約に関連して、相手方の従業者又は代理人等から、いかなる違法又は不適切な賄賂、リベート、支払、贈答品、その他価値のあるものも受領したり、提供を受けたりしたことがないものとします。通常の取引の過程で提供された合理的な贈答品、接待等については、上記の制限に違反するものではありません。お客様は、上記の制限の違反を認識した場合には、速やかに当社の法務部(japanlegal@salesforce.com)に通知するよう、合理的に努力するものとします。

15.3. 反社会的勢力の排除。当社及びお客様は、相手方に対し、本発効日及び本契約の有効期間中において次の各号の事項を表明します。(a) 自己、自己の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいいます)、その経営を実質的に支配する者又は経営に従事する従業員(以下、総称して「**自己又は役員等**」といいます)が暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、テロリスト、テロ組織もしくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下、総称して「**反社会的勢力**」といいます)ではなく、また過去 5 年間に反社会的勢力ではなかったこと (b) 自己又は役員等が反社会的勢力と社会的に非難される関係を持たないこと (c) 自己又は役員等が、反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜を供与する関係を持たないこと (d) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約及び本注文書を締結するものでないこと (e) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し次の行為をしないこと (i) 暴力的な要求行為 (ii) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (iii) 取引に関し、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 (iv) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。なお、当社及びお客様は、相手方の本項の違反による解約により、解約された当事者が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。

15.4. 完全合意及び優先順位。本契約は、お客様による本サービスと本コンテンツの利用に関する当社とお客様間の完全な合意であり、書面か口頭にかかわらず、本契約の目的事項に関する全ての従前又は同時期の合意、提案又は表明に優先します。両当事者は、お客様のベンダ登録書類もしくは登録のためのポータルサイト、又はお客様の発注書又はその他の発注のための書類(本注文書を除きます)に定めるいかなる条件も無効であることに合意します。以下の書類間に矛盾又は不一致がある場合の優先順位は、以下のとおりとします。(1) 該当する本注文書 (2) 本契約の添付、別紙又は追加契約 (3) 本契約の本文 (4) 本ドキュメンテーション。

15.5. 契約譲渡。何れの当事者も、本契約に基づく自己の何れかの権利又は義務を、法の作用又はその他の原因にかかわらず、相手方の事前の書面による同意なく(当該同意は合理的理由なく留保されません)、譲渡することはできません。但し、何れの当事者も、自己の関係会社もしくは関連団体(該当する方)に対する場合、又は合併、買収、会社分割、その他同等の会社再編もしくは自己の全てもしくは実質的に全ての事業の譲渡に伴う場合には、相手方の同意なく、本契約を全体として(全ての本注文書が含まれます)譲渡することができます(但し、当該関連団体又はその他の許諾された承継者が、本契約の 3.1 項に定める本資格基準を継続して満たしていることを条件とします)。上記にかかわらず、一方当事者が、相手方の直接の競合者により買収され、自己の全てもしくは実質的に全ての事業を相手方の直接の競合者に譲渡し、又は一方当事者に、相手方の直接の競合者の利益となるような支配権の変更があった場合には、当該相手方は、書面の通知によって本契約を解約することができます。当該解約の場合、当社は、お客様に、当該解約発効日後、全てのサブスクリプションの契約期間の残存期間分に相当する前払の料金を返金するものとします。上記を条件として、本契約は、両当事者、各自の承継者及び認められた譲受者を拘束し、それらの者の利益のために効力を生じるものとします。

15.6. 両当事者の関係。両当事者は独立した契約者です。本契約は、当事者間に組合、フランチャイズ、合併事業、代理、信託又は雇用の関係を創設するものではありません。

15.7. 第三受益者。本契約には、第三受益者は存在しません。

15.8. 放棄。いかなる本契約の何れかの規定の放棄もし、当該放棄の申し立てを受ける側の当事者が署名又は記名捺印した書面によらなければ、効力を生じないものとします。何れかの当事者が、本契約に基づく何れかの権利を行使せず、又は行使が遅滞した場合でも、当該権利を放棄したものとみなされません。

15.9. 可分性。本契約の何れかの規定が、管轄権を有する裁判所により法令に反するものと判断された場合には、その規定は無効とみなされるものとし、本契約のその他の規定は有効に存続します。

15.10. 代理関係の不存在。当社は本契約を当事者本人として締結しており、その他の [salesforce.com](https://www.salesforce.com) の法人の代理人ではありません。15.5 項に基づき認められる契約譲渡に従う場合を除き、本契約に基づき当社が負っている義務は、当社が単独でお客様に負担するものとし、本契約に基づきお客様が負っている義務は、お客様が単独で当社に負担するものとします。